政　令

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十九号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十六条第一項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第四号中「予備自衛官」の下に「及び予備自衛官補」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号中「予備自衛官補」を「陸上自衛隊の予備自衛官補」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「及び訓練招集命令により」を「並びに」に改め、「予備自衛官」の下に「及び教育訓練招集に応じている海上自衛隊の予備自衛官補」を加え、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「訓練招集命令により」を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「及び予備自衛官補にあつては陸曹長等」を「にあつては陸曹長等の例に準じ、予備自衛官補にあつてはその属する陸上自衛隊又は海上自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等又は海曹長等」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成二十八年五月三十一日とする。

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

漁船損害等補償法施行令及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十一号

漁船損害等補償法施行令及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第四条第四項及び第十八条並びに漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十八条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁船損害等補償法施行令の一部改正）

第一条　漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の二を第二条とする。

第三条を次のように改める。

（設立認可に係る資産の額の最低額）

第三条　法第十八条第一項第三号の政令で定める額は、漁船保険組合（以下「組合」という。）が引き受けることが見込まれる漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険に係る保険金額の合計額に、これらの保険に係る事故の発生率を勘案して農林水産大臣が定める率を乗じて得た額と十億円とのいずれか高い額とする。

第五条第一項中「地域組合（指定漁船に該当すると認められる漁船のうちに当該加入区の区域をその区域に含む業態組合の普通損害保険の保険の目的たるべき漁船があるときは、地域組合及び当該業態組合」を「組合」に改める。

第七条第三項中「地域組合、業態組合」を「組合」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第十六条の二の見出し中「てん補すべき」を「塡補すべき」に改め、同条中「てん補すべき」を「塡補すべき」に、「てん補区分」を「塡補区分」に改める。

第十六条の十（見出しを含む。）中「てん補区分」を「塡補区分」に改める。

第三十一条第二項の表第百十三条の五の項中「四箇月」を「四月」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第三十三条中「第三条第一項、第二項、第四項及び第六項、」を削る。

（漁業災害補償法施行令の一部改正）

第二条　漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「てん補」を「塡補」に改め、同条第二号中「第百十条第八項」を「第百十条第五項」に、「読み替えられる」を「読み替えて適用する」に改める。